

○情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程（昭和六十二年郵政省告示第七十四号）新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程</p> <p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(登録の基準)</p> <p>第5条 情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施の登録の基準は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) セキュリティ種にあつては、安全・信頼性にかかわる情報セキュリティの確保のための措置として、安全・信頼性基準の別表第1の第1の1の10のアからシまで及びト及び第2の1の(3)、2の(4)及び2の(5)のア及びイ並びに別表第2の5、6の(1)から(4)まで、8の(1)から(5)まで及び10の(2)のキにおける実施指針のうち、電気通信事業法第41条第1項又は第2項に規定する電気通信設備を設置して電気通信役務の提供をする事業者にあつては電気通信回線設備事業用ネットワークの欄、その他の事業者にあつてはその他の電気通信事業用ネットワークの欄の◎に対応する対策を実施し、かつ、同欄の◎*に対応する対策を段階的に実施していること、又は総務大臣がこれらと同等以上と認める対策を実施していること。</p> <p>第6条 ～ 第17条 (略)</p>	<p>情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程</p> <p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>(登録の基準)</p> <p>第5条 情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施の登録の基準は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) セキュリティ種にあつては、安全・信頼性にかかわる情報セキュリティの確保のための措置として、安全・信頼性基準の別表第1の第1の1の11のアからシまで及びト及び第2の1の(3)、2の(4)及び2の(5)のア及びイ並びに別表第2の5、6の(1)から(4)まで、8の(1)から(5)まで及び10の(2)のキにおける実施指針のうち、電気通信事業法第41条第1項又は第2項に規定する電気通信設備を設置して電気通信役務の提供をする事業者にあつては電気通信回線設備事業用ネットワークの欄、その他の事業者にあつてはその他の電気通信事業用ネットワークの欄の◎に対応する対策を実施し、かつ、同欄の◎*に対応する対策を段階的に実施していること、又は総務大臣がこれらと同等以上と認める対策を実施していること。</p> <p>第6条 ～ 第17条 (略)</p>

様式第 1 ～ 様式第 8 (略)

様式第 1 ～ 様式第 8 (略)

附則

この告示は、公布の日から施行する。